



## 会社を退職したら手続きを!

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方は「国民年金」に加入し、保険料を納付することになります。

会社を退職した場合は厚生年金等の資格を喪失することとなりますので国民年金へ加入手続きと保険料の納付が必要となります。

もしも、加入の届出や保険料の納付を忘れると、年金が受けられなくなってしまう場合もあります。忘れずに手続きをしましょう。

### ◎加入の種別は次の3種類です

#### 第1号被保険者・・・農業、自営業、アルバイト、学生、無職の方等

- ・お住まいの市町村の国民年金担当窓口で加入手続きが必要です。
- ・保険料は社会保険庁から送付される納付書で納付します。  
※収入が少ないなど、納付が困難な場合には、  
**①免除制度 ②学生納付特例制度(学生) ③若年者納付猶予制度(30歳未満)**があります。

#### 第2号被保険者・・・サラリーマンや公務員(厚生年金や共済組合の加入者)

- ・加入の手続きは事業主(会社等)が行います。
- ・保険料は、加入しているそれぞれの年金制度から国民年金制度へ拠出されますので、個別に保険料を納付する必要はありません。

#### 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者

- ・加入の手続きは配偶者の勤務する事業主(会社等)が行います。
- ・保険料は、配偶者の加入しているそれぞれの年金制度から国民年金制度へ拠出されますので、個別に保険料を納付する必要はありません。

●失業して収入が少なくなったため経済的に納付が困難な場合は雇用保険受給者証の写しを持参しご相談ください。

### 仙北市の医療費(12月診療分)

#### ●国保

世帯数	5, 337戸
被保険者数	10, 130人
総医療費	17, 627万6千円
1人あたり医療費	17, 401円

#### ●福祉医療

受給者	3, 402人
個人負担への助成額	1, 808万4千円
1人あたり助成額	5, 315円

#### ●後期高齢者医療被保険者数

2月1日現在	5, 526人
--------	---------